中華人民共和国主席令第 15 号

『中華人民共和国統計法』は、中華人民共和国第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 9 回会議にて 2009 年 6 月 27 日に既に採択されている。ここに、修正後の『中華人民共和国統計法』を公布し、2010 年 1 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦涛 2009 年 6 月 27 日

中華人民共和国統計法

1983年12月8日第6期全国人民代表大会常務委員会第3回会議採択 1996年5月15日第8期全国人民代表大会常務委員会第19回会議『「中華人民共和国統計法」の改正に関する決定』改正

2009年6月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第9回会議改正

目 次

第一章 総則

第二章 統計調査管理

第三章 統計資料の管理及び公布

第四章 統計機構及び統計人員

第五章 監督検査

第六章 法律責任

第七章 附則

第1章 総則

第1条 統計業務を科学的かつ有効に組織し、統計資料の真実性、正確性、完全性及び適時性を保障し、国情・国力の理解及び経済社会の発展への服務における統計の重要な役

割を発揮させ、なお且つ社会主義現代化建設事業の発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 本法は、各級の人民政府、県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門が実施を組織する統計活動に適用される。

統計の基本任務は、経済社会の発展状況について統計調査及び統計分析をし、統計資料及び統計コンサルティング意見を提供し、統計監督を実行することである。

第3条 国は、集中して統一された統計システムを確立し、統一指導及び分級責任の統計管理体制を実行する。

第4条 国務院、地方各級の人民政府及び各関係部門は、統計業務に対する組織・指導を強化し、統計業務のため必要な保障を提供しなければならない。

第5条 国は、統計の科学的研究を強化し、科学的な統計指標システムを健全化し、統計調査方法を弛まず改良し、統計の科学性を向上させる。

国は、統計情報化建設を計画的に強化し、統計情報の収集、処理、伝送及び共有、メモリ技術及び統計データベースシステムの現代化を推進する。

第6条 統計機構及び統計人員は、本法の規定により統計調査、統計報告及び統計監督 の職権を独立して行使し、侵害を受けない。

地方各級の人民政府、政府統計機構及び関係部門並びに各事業者の責任者は、統計機構及び統計人員が法により収集し、整理した統計資料を自ら変更してはならず、如何なる方式により、統計機構及び統計人員並びにその他の機構及び人員に統計資料を偽造し、又は改ざんするよう要求してはならず、法により職責を履行し、又は統計違法行為を拒絶し、若しくは制止する統計人員に対し打撃・報復してはならない。

第7条 国家機関、企業・事業者その他の組織並びに個人経営者及び個人等の統計調査対象は、必ず本法及び国の関係規定により、真実、正確、完全かつ適時に統計調査に必要な資料を提供しなければならず、真実でなく、又は完全でない統計資料を提供してはな

らず、統計資料の報告を遅滞し、又は報告を拒絶してはならない。

第8条 統計業務については、社会公衆の監督を受けなければならない。いかなる事業者 及び個人も、統計における虚偽を弄する等の違法行為を摘発する権利を有する。摘発に 功績のあった事業者及び個人に対しては、表彰及び報酬を与えなければならない。

第9条 統計機構及び統計人員は、統計業務において知り得た国家機密、商業秘密及び個 人情報について、秘密保持しなければならない。

第 10 条 いかなる事業者及び個人も、虚偽の統計資料を利用して栄誉称号、物質的利益 又は職務昇進を騙取してはならない。

第2章 統計調査管理

第 11 条 統計調査項目には、国家統計調査項目、部門統計調査項目及び地方統計調査項目が含まれる。

「国家統計調査項目」とは、全国的基本状況の統計調査項目をいう。「部門統計調査項目」とは、国務院の関係部門の専門的統計調査項目をいう。「地方統計調査項目」とは、 県級以上の地方人民政府及びその部門の地方的な統計調査項目をいう。

国家統計調査項目、部門統計調査項目及び地方統計調査項目は、明確に分掌し、相互に連結しなければならず、重複してはならない。

第 12 条 国家統計調査項目は、国家統計局がこれを制定し、又は国家統計局及び国務院の関係部門が共同して制定し、国務院に届出る。重大な国家統計調査項目については、国務院に報告し審査承認を受ける。

部門統計調査項目は、国務院の関係部門がこれを制定する。統計調査対象が当該部門の管轄系統に属する場合には、国家統計局に届出る。統計調査対象が当該部門の管轄系統を超える場合には、国家統計局に報告し審査承認を受ける。

地方統計調査項目は、県級以上の地方人民政府の統計機構及び関係部門がそれぞれ制 定し、又は共同して制定する。そのうち、省級の人民政府の統計機構が単独で制定し、 又は関係部門と共同して制定する場合には、国家統計局に報告し審査承認を受ける。省級以下の人民政府の統計機構が単独で制定し、又は関係部門と共同して制定する場合には、省級の人民政府の統計機構に報告し審査承認を受ける。県級以上の地方人民政府の関係部門が制定する場合には、当該級の人民政府の統計機構に報告し審査承認を受ける。

第 13 条 統計調査項目の審査承認機関は、調査項目の必要性、実行可能性及び科学性について審査をしなければならず、法定条件に合致するものについては、承認する旨の書面による決定をし、なお且つ公布する。法定条件に合致しないものについては、承認しない旨の書面による決定をし、なお且つ理由を説明する。

第 14 条 統計調査項目を制定する場合には、同時に当該項目の統計調査制度を制定し、 なお且つ本法第 12 条の規定により一括して報告し審査承認又は届出・記録を経なければ ならない。

統計調査制度には、調査目的、調査内容、調査方法、調査対象、調査組織方式、調査 様式及び統計資料の報告・送付及び公布等について規定をしなければならない。

統計調査は、統計調査制度に従い実施を組織しなければならない。統計調査制度の内容を変更する場合には、元の審査承認機関の承認又は元の届出機関の届出を経なければならない。

第 15 条 統計調査表には、表番号、制定機関、承認又は届出文書番号及び有効期間等の標識を表示しなければならない。

前項所定の標識が表示されておらず、又は有効期間を超える統計調査表については、 統計調査対象は記入を拒絶する権利を有し、県級以上の人民政府の統計機構は法により 関係する統計調査活動を停止するよう命じなければならない。

第 16 条 統計資料を収集し、整理する場合には、周期的普遍調査を基礎として、経常的抽出調査を主体とし、全面調査及び重点調査等の方法を総合的に運用し、なお且つ行政記録等の資料を十分に利用しなければならない。

重大な国情・国力普遍調査については、国務院が統一的に指導し、国務院及び地方人 民政府が統計機構及び関係部門を組織して共同して実施させる。 第 17 条 国は、統一的統計標準を制定し、統計調査に採用される指標の定義、計算方法、 分類目録、調査様式及び統計編成番号等の標準化を保障する。

国家統計標準は、国家統計局がこれを制定し、又は国家統計局及び国務院の標準化主 管部門が共同して制定する。

国務院の関係部門は、補充的な部門統計標準を制定し、国家統計局に報告し審査承認 を受けることができる。部門統計標準は、国家統計標準と抵触してはならない。

第 18 条 県級以上の人民政府の統計機構は、統計任務の必要に基づき、統計調査対象においてコンピュータネットワークの使用を普及させて統計資料を報告・送付させることができる。

第19条 県級以上の人民政府は、統計業務に必要な経費を財政予算に組み入れなければならない。

重大な国情・国力普遍調査に必要な経費は、国務院及び地方人民政府が共同してこれを負担し、相応する年度の財政予算に組み入れ、期日どおりに割当て、確実な割当を確保する。

第3章 統計資料の管理及び公布

第20条 県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門並びに郷及び鎮の人民政府は、国の関係規定に従い統計資料の保存及び管理制度を確立し、統計情報共有メカニズムを確立して健全化しなければならない。

第 21 条 国家機関、企業・事業者及びその他の組織等の統計調査対象は、国の関係規定 に従い元の始記録及び統計台帳を設置し、統計資料の審査、署名、引継ぎ及び档案保存 等の管理制度を確立して健全化しなければならない。

統計資料の審査及び署名人員は、自らが審査し、署名する統計資料の真実性、正確性 及び完全性に対し責任を負わなければならない。 第22条 県級以上の人民政府の関係部門は、当該級の人民政府の統計機構に対し統計に必要な行政記録資料及び国民経済計算に必要な財務資料、財政資料及びその他の資料を遅滞なく提供し、なお且つ統計調査制度の規定に従い当該級の人民政府の統計機構に対し自らが統計調査の実施を組織して取得した関係資料を遅滞なく報告・送付しなければならない。

県級以上の人民政府の統計機構は、当該級の人民政府の関係部門に対し関係する統計 資料を遅滞なく提供しなければならない。

第23条 県級以上の人民政府の統計機構は、国の関係規定に従い、統計資料を定期的に 公布する。

国家統計データは、国家統計局の公布するデータを基準とする。

第24条 県級以上の人民政府の関係部門が統計調査により取得した統計資料は、当該部門が国の関係規定に従いこれを公布する。

第25条 統計調査において取得した、単独の統計調査対象の身分を識別し、又は推定することのできる資料については、いかなる事業者及び個人も、対外的に提供し、又は漏洩してはならず、統計以外の目的に用いてはならない。

第26条 県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門が統計調査により取得した統計資料については、法により秘密保持しなければならない場合を除き、遅滞なく公開し、社会公衆の照会に供しなければならない。

第4章 統計機構及び統計人員

第27条 国務院は、国家統計局を設立し、法により全国の統計業務を組織・指導させ、 調整させる。

国家統計局が業務の必要に基づき設立する派出調査機構は、国家統計局の割当てる統計調査等の任務を引き受ける。

県級以上の地方人民政府は独立した統計機構を設立し、郷及び鎮の人民政府は統計業

務職位を設置し、専任又は兼任の統計人員を配備し、法により統計業務を管理させ、展開させ、統計調査を実施させる。

第28条 県級以上の人民政府の関係部門は、統計任務の必要に基づき統計機構を設立し、 又は関係機構において統計人員を設置し、なお且つ統計責任者を指定し、法により当該 部門の職責範囲内の統計業務を組織させ、管理させ、統計調査を実施させ、統計業務に おいて当該級の人民政府の統計機構の指導を受けさせる。

第29条 統計機構及び統計人員は、法により職責を履行し、統計資料を事実とおりに収集し、報告・送付しなければならず、統計資料を偽造し、又は改ざんしてはならず、如何なる方式により、いかなる事業者及び個人にも真実でない統計資料を提供するよう要求してはならず、本法の規定に違反するその他の行為があってはならない。

統計人員は、事実に基づき真実を求めるということを堅持し、職業道徳を厳守し、自らが収集し、審査し、入力する責任を負う統計資料と統計調査対象が報告・送付する統計資料との一致性に対し責任を負わなければならない。

第30条 統計人員は、統計調査をする際には、統計と関係する問題について関係人員に 質問し、当該関係人員に関係状況及び資料を事実とおりに提供し、なお且つ真実でなく、 又は正確でない資料を是正するよう要求する権利を有する。

統計人員は、統計調査をする際には、県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門が 発行する業務証書を提示しなければならない。提示しない場合には、統計調査対象は、 調査を拒絶する権利を有する。

第 31 条 国は、統計専門業務技術職務資格試験及び評価招聘制度を実行し、統計人員の専門業務素質を向上させ、統計隊列の安定性を保障する。

統計人員は、自らが従事する統計業務に適応する専門業務知識及び業務能力を有さなければならない。

県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門は、統計人員に対する専門業務養成訓練 及び職業道徳教育を強化しなければならない。

第5章 監督検査

第32条 県級以上の人民政府及びその監察機関は、下級の人民政府、当該級の人民政府 の統計機構及び関係部門が本法を執行する状況について、監督を実施する。

第33条 国家統計局は、全国統計業務の監督検査を組織・管理し、重大な統計違法行為を調査・処理する。

県級以上の地方人民政府の統計機構は、法により当該行政区域において発生した統計 違法行為を調査・処理する。ただし、国家統計局の派出する調査機構が実施を組織する 統計調査活動において発生した統計違法行為については、当該統計調査の実施を組織す る調査機構が調査・処理に責任を負う。

法律又は行政法規に、関係部門による統計違法行為の調査・処理について別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

第34条 県級以上の人民政府の関係部門は、当該級の人民政府の統計機構が統計違法行為を調査・処理するのに積極的に協力し、当該級の人民政府の統計機構に対し統計違法事件に関係する資料を遅滞なく移送しなければならない。

第35条 県級以上の人民政府の統計機構は、統計違法行為を調査し、又は統計データを審査する際には、次に掲げる措置を講ずる権限を有する。

- (1)統計検査照会状を発送し、検査対象に対し関係事項を照会する。
- (2)検査対象に関係する元の始記録及び証憑、統計台帳、統計調査表、会計資料ならびにその他の関連する証明及び資料を提供するよう要求する。
 - (3)検査と関係する事項について関係人員に質問する。
- (4)検査対象の業務場所及び統計データ処理情報システムに入って検査及び照合をする。
- (5) 当該機構の責任者の承認を経て、検査対象の関係する元の始記録及び証憑、統計台帳、統計調査表、会計資料ならびにその他の関連する証明及び資料を登記保存する。
- (6)検査事項と関係する状況及び資料について、記録、録音、録画、撮影及び複製をする。

県級以上の人民政府の統計機構が監督検査をする際には、監督検査人員は、2名を下回ってはならず、なお且つ法律執行証書を提示しなければならない。提示しない場合には、関係事業者及び個人は、検査を拒絶する権利を有する。

第36条 県級以上の人民政府の統計機構が監督検査職責を履行する際には、関係事業者及び個人は、状況を事実とおりに反映し、関連する証明及び資料を提供しなければならず、検査を拒絶し、又は妨害してはならず、原始記録及び証憑、統計台帳、統計調査表、会計資料その他の関連する証明及び資料を移転し、隠匿し、改ざんし、又は破棄してはならない。

第6章 法律責任

第37条 地方人民政府、政府統計機構若しくは関係部門又は事業者の責任者に次に掲げる行為の1つがある場合には、任免機関又は監察機関が法により処分をし、なお且つ県級以上の人民政府の統計機構が通報する。

- (1)統計資料を自ら修正し、又は虚偽の統計データを作成したとき。
- (2)統計機構若しくは統計人員又はその他の機構若しくは人員に統計資料を偽造し、又は改ざんするよう要求したとき。
- (3)法により職責を履行し、又は統計違法行為を拒絶し、若しくは制止する統計人員に対し打撃・報復したとき。
- (4) 当該地方、当該部門又は当該事業者に発生した重大な統計違法行為について観察をしないとき。

第38条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門に、統計調査活動の実施組織において次に掲げる行為の1つがある場合には、当該級の人民政府、上級の人民政府の統計機構又は当該級の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、通報する。直接に責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員に対しては、任免機関又は監察機関が法により処分をする。

- (1)承認を経ずに無断で統計調査の実施を手配したとき。
- (2)承認を経ずに無断で統計調査制度の内容を変更したとき。

- (3)統計資料を偽造し、又は改ざんしたとき。
- (4)統計調査対象又はその他の機構若しくは人員に真実でない統計資料を提供するよう要求したとき。
 - (5)統計調査制度の規定どおりに関係資料を報告・送付しないとき。

統計人員に、前項第(3)号ないし第(5)号に掲げる行為の1つがある場合には、是正するよう命じ、法により処分をする。

第39条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門に次に掲げる行為の1つがある場合には、直接的に責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員に対し、任免機関又は監察機関が法により処分をする。

- (1)統計資料を違法に公布したとき。
- (2)統計調査対象の商業秘密若しくは個人情報を漏洩し、又は統計調査において取得した単独の統計調査対象の身分を識別し、若しくは推定することのできる資料を提供し、若しくは漏洩したとき。
 - (3)国の関係規定に違反し、統計資料の毀損又は滅失をもたらしたとき。 統計人員に前項に掲げる行為の1つがある場合には、法により処分をする。

第 40 条 統計機構又は統計人員が国家機密を漏洩した場合には、法により法律責任を追及する。

第41条 統計調査対象とする国家機関、企業・事業者及びその他の組織に、次に掲げる 行為の1つがある場合には、県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、警告 を与え、通報することができる。その直接的に責任を負う主管人員及びその他の直接責 任人員が国家機関職員である場合には、任免機関又は監察機関が法により処分をする。

- (1)統計資料の提供を拒絶し、又は催告を経た後になお期日どおりに統計資料を提供しないとき。
 - (2)真実でなく、又は完全でない統計資料を提供したとき。
 - (3)統計検査照会状に対する回答を拒否し、又は事実とおりに回答しないとき。
 - (4)統計調査又は統計検査を拒絶し、若しくは妨害したとき。
 - (5)元の始記録若しくは証憑、統計台帳、統計調査表その他の関連する証明若しくは資

料を移転し、隠匿し、改ざんし、破棄し、又は提供を拒絶したとき。

企業・事業者及びその他の組織に前項に掲げる行為の1つがある場合には、5万元以下の罰金を併科することができる。事案が重大である場合には、5万元以上20万元以下の罰金を併科する。

個人経営者に第1項に掲げる行為の1つがある場合には、県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、警告を与え、1万元以下の罰金を併科することができる。

第42条 統計調査対象とする国家機関、企業・事業者及びその他の組織が統計資料の報告を遅滞し、又は国の関係規定どおりに元の始記録又は統計台帳を設置しない場合には、 県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、警告を与える。

企業・事業者及びその他の組織に前項に掲げる行為の1つがある場合には、1万元以下の罰金を併科することができる。

個人経営者が統計資料の報告を遅滞した場合には、県級以上の人民政府の統計機構が 是正するよう命じ、警告を与え、1,000元以下の罰金を併科することができる。

第43条 県級以上の人民政府の統計機構は、統計違法行為を調査・処理する際に、関係する国家機関職員に対し法により処分をすべきであると認める場合には、処分をする旨の提言を行わなければならない。当該国家機関職員の任免機関又は監察機関は、法により遅滞なく決定をし、なお且つ結果を県級以上の人民政府の統計機構に書面により通知しなければならない。

第44条 統計調査対象とする個人が重大な国情・国力普遍調査活動において統計調査を拒絶し、若しくは妨害し、又は真実でなく、若しくは完全でない普遍調査資料を提供した場合には、県級以上の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、批判教育する。

第45条 本法の規定に違反し、虚偽の統計資料を利用して栄誉称号、物質的利益又は職務昇進を騙取した場合には、その虚偽の統計資料をねつ造し、又は他人に虚偽の統計資料をねつ造するよう要求した行為に対し法により法律責任を追及するほか、関係する決定をした機関、その上級機関又は監察機関がその栄誉称号を取り消し、取得した物質的利益を追徴し、昇級した職務を取り消す。

第46条 当事者は、県級以上の人民政府の統計機構が下した行政処罰決定について不服である場合には、法により行政再議を申立て、又は行政訴訟を提起することができる。そのうち、国家統計局が省、自治区及び直轄市において派出する調査機構の下した行政処罰決定について不服であるときは、国家統計局に対し行政再議を申立てる。国家統計局の派出するその他の調査機構が下した行政処罰決定について不服であるときは、国家統計局が当該派出機構の所在する省、自治区及び直轄市において派出する調査機構に対し行政再議を申立てる。

第47条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第7章 附則

第48条 本法にいう「県級以上の人民政府の統計機構」とは、国家統計局、その派出する調査機構及び県級以上の地方人民政府の統計機構を指す。

第49条 民間統計調査活動の管理弁法は、国務院がこれを制定する。

中華人民共和国国外の組織及び個人は、中華人民共和国国内において統計調査活動をする必要のある場合には、国務院の規定に従い審査認可を申請しなければならない。

統計調査を利用して国の安全に危害を及ぼし、社会公共利益を損ない、又は詐欺活動をした場合には、法により法律責任を追及する。

第50条 本法は、2010年1月1日より施行する。

日本が生んだ世界のスポーツ KEIRIN

この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

http://ringring-keirin.jp